

苫小牧市日新温水プール条例施行規則
一部改正（案）について

苫小牧市総合政策部
スポーツ推進室

1 趣旨

施設の年次点検等については、これまで条例規則で定める2月の休館日に実施していますが、施設の閑散期に合わせ、平成28年11月から12月に部分休館し行った日新温水プールタイル張替工事時に年次点検等を行ったため、以後の点検については毎年12月に実施する必要があります。

このことから、これまでの休館日を変更するため、苫小牧市日新温水プール条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 根拠法令

苫小牧市日新温水プール条例施行規則第3条

3 改正内容

条例施行規則について、次のとおり一部改正します。

	改正案	現行
休館日	第3条 (1)毎月の第3木曜日 <u>(2)12月1日から翌年1月3日</u> まで	第3条 (1)毎月の第3木曜日 <u>(2)2月1日から2月末日まで</u> <u>(3)12月29日から翌年1月3日</u> まで

4 利用者数

